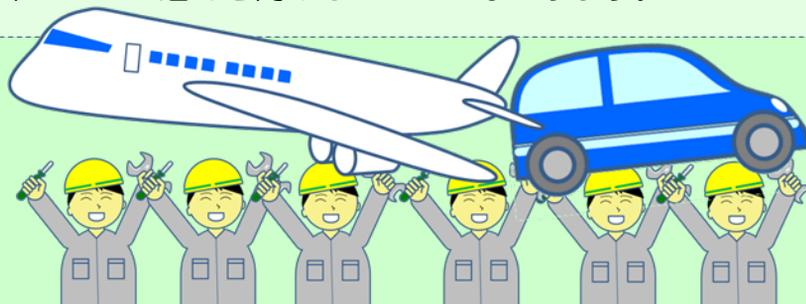


「中小企業振興についての基本的な考え方」について 市民の皆様のご意見を募集します。

名古屋の経済や暮らしを支える中心は中小企業です

- 名古屋は、我が国におけるものづくりの中核圏域として多くの製造業をはじめ、市民生活を支える商業やサービス業など様々な産業が厚く集積しており、このうち約99%が中小企業となっています。
- 中小企業は、新しい商品や技術の開発など積極果敢な挑戦を続けているほか、その事業活動を通して、雇用や税収への寄与をはじめ、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する重要な役割を果たしています。
- このような中小企業の一層の発展は、就業や消費生活など様々な面で市民生活の向上をもたらし、都市としての魅力を高めることにつながります。



◇名古屋市では、地域産業を担う中小企業の振興を産業政策の中核的な柱の一つととらえ、平成23年3月に「名古屋市産業振興ビジョン」を策定し、経営基盤の強化、技術向上、販路拡大や人材の育成・確保など、中小企業に対する様々な支援施策を実施しています。（<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000021671.html>）

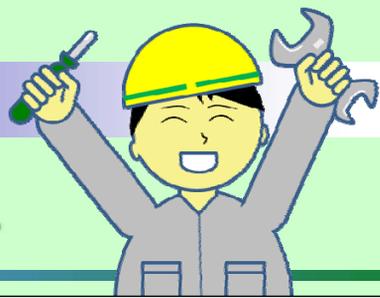
◇名古屋の中小企業が持つ「挑戦する意欲」を一層引き出すことにより、交流や取引を活発化させ、地域経済の好循環を生み出すとともに、地域社会全体が中小企業の果たす役割や重要性をしっかりと認識し、連携してその振興を図るため、中小企業振興基本条例（仮称）の検討を進めています。

◇このたび、条例制定にあたり、「中小企業振興についての基本的な考え方」をまとめましたので、皆様のご意見をお聞かせください。

郵便、FAX、電子メールで皆様のご意見をお聞かせください
（詳しくは裏表紙をご覧ください）

平成24年11月
名古屋市

基本的な考え方



1 条例制定の目的を定めます

目的

◇中小企業の振興について基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に推進します。

※中小企業者：市内に事業所等があり、中小企業基本法に規定（資本金・出資金3億円以下または従業員数300人以下の製造業など）される事業者

2 中小企業振興についての基本理念を定めます

基本理念

◇中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化及び経営革新に自主的に努めるとともに、市、国、関係地方公共団体、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が地域全体で連携して支援することを基本理念とします。

※中小企業団体：商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の法律に基づき設立された中小企業者を構成員とする団体、並びに中小企業及び地域経済の振興を目的とする団体



3 中小企業振興に向けて、市、中小企業者、市民などの責務や役割を定めます

中小企業者が自主的な取り組みを進めるとともに、市、市民、大企業者等が地域全体で連携して支援します

● 市民

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めます。

● 市

- 中小企業振興に関する施策を実施します。
- 国、中小企業者、市民等と協力します。

● 中小企業者

- 経営基盤の強化や従業員の仕事と生活の調和に取り組みます。
- 市が実施する施策に協力します
- 地域社会の発展に貢献します。

● 中小企業団体

- 中小企業の振興に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

● 大企業者、金融機関、大学等

- 中小企業との連携及び協力を努めます。
- 市が実施する施策に協力するよう努めます。

連携

連携



◇中小企業振興施策の基本方針

- 中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、市民及び大企業者等の中小企業の振興に関する理解を深め、国、関係地方公共団体、中小企業団体、及びその他中小企業を支援する機関との緊密な連携、並びに施策の一体的な展開を図ります。

基本
方針

振興
施策

①経営基盤の強化等

- 経営基盤の強化、金融の円滑化を促進します。
- 公正な競争などに留意しつつ中小企業の受注機会の増大に努めます。

②挑戦する意欲の増進

- 創業、新事業への進出、産業立地を促進します。
- 技術・サービスの研究開発、成果波及を促進します。
- 国内外市場への事業展開・販路開拓、成長分野産業への参入を促進します。
- デザイン、知的財産等の創造力の活用を促進します。

③地域商業の活性化

- 商店街、商業集積の活性化を促進します。

④人材の確保等

- 人材の確保・育成、事業承継を促進します。
- 中小企業における仕事と生活の調和を促進します。



中小企業振興施策を進める上での考え方を定めます

◇小規模企業者への配慮

- 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮します。

※小規模企業者：製造業その他：従業員数20人以下、商業・サービス業：従業員数5人以下

◇施策の推進

- 中小企業振興施策の実施にあたっては、中小企業の実態並びに中小企業者、中小企業団体及び市民の意見を把握して、効果的に推進します。

◇愛知県との連携

- 中小企業振興施策の実施にあたっては、愛知県と連携します。

◇財政上の措置

- 中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じます。

ご意見の提出方法

■ 提出方法

別紙「意見の提出用紙」または任意の様式に、ご意見、住所、氏名（法人の場合は、法人名及びご担当者の職名・氏名）をご記入の上、下記の提出先まで、直接持参していただくか、郵便、FAXまたは電子メールでご提出ください。

※電話等による口頭でのお申し出は、受付できませんのでご了承ください。（書面でご提出ください。）

※皆様からのご意見に対しましては、個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

■ 募集期間

平成24年11月28日（水）～平成24年12月27日（木）

※直接持参される場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分～12時、午後1時～5時30分となります。



● ご意見の提出先・お問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市民経済局産業部産業経済課（市役所本庁舎5階）

電話(052)972-2412 FAX(052)972-4139

電子メール：a2412@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp